

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

税務課

○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

〃

○ 岡山県納税貯蓄組合規則等の一部を改正する規則

都市計画課

○ 岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

○ 知事指定薬物の指定

○ 保安林の指定予定

○ 道路の区域変更

【公告】

○ 県営土地改良事業の換地処分

○ 公共測量の実施

○ 公共測量の終了

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

〃

〃

建築指導課

〃

監理課

耕地課

道路整備課

治山課

医薬安全課

◎岡山県規則第五十五号

岡山県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岡山県税条例の一部を改正する条例（令和四年岡山県条例第三十五号）附則第一項第四号に掲げる規定の施行期日は、令和五年一月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第五十六号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則
 岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、申告書等の様式」を削る。

第五条第一項中「徴税吏員証」の下に「（様式第一号）」を加え、同条第二項中「検税吏員証」の下に「（様式第二号）」を加える。

第六条の二中「県税取扱費請求書」を「金額及び税目ごとの件数を記載した請求書」に改める。

第十二条第一項中「納税証明書交付申請書」を「申請書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二十条の十の証明書は、納税証明書（様式第三号）とする。

第十三条の見出しを「（過料に関する通知書の交付）」に改め、同条中「過料決定通知書」を「通知書」に改める。

第十四条を次のように改める。

（文書の名称等）

第十四条 次の表の下欄に掲げる根拠規定による手続については、同表の中欄に掲げる名称の文書によるものとする。

番号	名称	根拠規定
一	相続人の代表者届出書	法第九条の二第一項及び政令第二条
二	相続人の代表者指定通知書	法第九条の二第二項及び政令第二条
三	納期限変更告知書	法第十三条の二第三項及び政令第六条の二の三
四	強制換価の場合のたばこ税・軽油引取税徴収通知書	法第十三条の三第二項及び政令第六条の三
五	優先質権等の証明書	法第十四条の九第三項（法第十四条の十一第二項及び第十四条の十八第九項において準用する場合を含む。）、第十四条の十三第二項（法第十四条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第十四条の十五第二項並びに政令第六条の四（政令第六条の五

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	
自動車税環境性能割・種別割減免申請	不動産取得税減免申請書	減免申請書	法人の県民税・事業税減免申請書	期限延長申請書	公告(自動車税用)	公告(一般用)	保全担保提供命令書	増担保等の提供請求書	徴収・換価の猶予期間延長申請書	換価の猶予申請書	徴収の猶予申請書	譲渡担保権者の物的納税責任に関する通知書	担保権付財産が譲渡された場合の交付要求書	担保権付財産が譲渡された場合の徴収通知書	
条例第百五条の十六第四項及	条例第七十条第三項	条例第五十七条の二第二項、 第百四条の二十五第二項、第 百九条の二第二項、第百三 十三条の二第二項及び第百六 十七条第二項	条例第四十二条の二の二第二 項及び第五十三条の二第二項	条例第二十三条第三項	同	条例第二十一条	法第十六条の三第一項及び政 令第六条の十一	法第十六条第三項及び政令第 六条の十	法第十五条の二第三項及び第 十五条の六の二第二項	法第十五条の六の二第一項	法第十五条の二第一項及び第 二項	法第十四条の十八第二項及び 政令第六条の八第二項	法第十四条の十六第五項及び 政令第六条の六	法第十四条の十六第四項及び 政令第六条の六	第二項及び第六条の八第五項 において準用する場合を含 む。

二十一	自動車税環境性能割・種別割減免申請書	同
二十二	県税取扱費請求書	第六条の二
二十三	減免決定通知書	第八条
二十四	減免・期限延長不承認通知書	第八条及び第十一条の二第二項
二十五	期限延長承認通知書	第十一条の二第二項
二十六	納税証明書交付申請書	第十二条第一項
二十七	過料決定通知書	第十三条

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条 削除

(県民税に関する文書の名称等)

第十六条 第十四条に定めるもののほか、県民税に関する次の表の下欄に掲げる根拠規定による手続については、同表の中欄に掲げる名称の文書によるものとする。

番号	名称	根拠規定
一	個人県民税の賦課に関する報告書	条例第三十五条第一項
二	個人県民税の変更に関する報告書	条例第三十五条第二項
三	個人県民税の滞納報告書	条例第三十五条第三項
四	個人県民税徴収取扱費交付計算書	条例第三十七条第二項
五	個人県民税徴収取扱費交付通知書	条例第三十七条第三項
六	法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正請求不承認通知書	法第二十条の九の三第四項
七	eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書・取りやめの届出書	法第五十三条第七十項及び第七十六項
八	eLTAXによる申告が困難である場合の特例申請に係る承認(却下)通知書	法第五十三条第七十二項

九	e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の取消通知書	法第五十三条第七十五項
十	県民税利子割更正の請求書	法第二十条の九の三第三項
十一	県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の更正請求不承認通知書	法第二十条の九の三第四項
十二	県民税利子割に係る営業所等の設置等の届出書	条例第四十二条の八
十三	県民税配当割更正の請求書	法第二十条の九の三第三項
十四	県民税株式等譲渡所得割更正の請求書	同

2 県民税利子割更正の請求書、県民税配当割更正の請求書及び県民税株式等譲渡所得更正の請求書には、更正の請求の理由となる事実を証する書類を添付しなければならない。

(事業税に関する文書の名称等)

第十七条 条例第四十九条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の知事が別に定める申請書は、法人事業税の徴収猶予(期間延長)申請書とする。

2 法人事業税の徴収猶予(期間延長)申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称、所在地及び法人番号
- 二 徴収猶予又は期間延長を受けようとする事業年度、税額及び期間
- 三 申請の理由
- 四 その他参考となるべき事項

3 第十四条及び第一項に定めるもののほか、事業税に関する次の表の下欄に掲げる根拠規定による手続については、同表の中欄に掲げる名称の文書によるものとする。

番号	名称	根拠規定
一	法人事業税の徴収猶予(期間延長)承認通知書	法第十五条の二の二第一項
二	法人事業税の徴収猶予(期間延長)不承認通知書	法第十五条の二の二第二項
三	法人事業税の徴収猶予の取消通知書	法第十五条の三第三項
四	法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正請求不承認通知書	法第二十条の九の三第四項
五	法人事業税・特別法人事業税の申告納	政令第二十四条の三第三項

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

		付期限延長の承認通知書	(政令第二十四条の四第七項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。)
六	法人事業税・特別法人事業税の申告納付期限延長の取消・変更通知書		政令第二十四条の四第五項(政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。)
七	eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書・取りやめの届出書	法第七十二条の三十二の二第二項及び第八項	
八	eLTAXによる申告が困難である場合の特例申請に係る承認(却下)通知書	法第七十二条の三十二の二第四項	
九	eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取消通知書	法第七十二条の三十二第七項	
十	法人の設立届・法人の従たる事務所等の設置届	条例第五十二条の二第一項	
十一	法人の異動・変更届	条例第五十二条の二第二項	
十二	法人の異動・変更(通算制度承認等事項)届	同	
十三	事業開始又は変更等の届(個人事業税)	条例第五十五条の二	

4 法人の設立届・法人の従たる事務所等の設置届には、定款、寄附行為、規約又は登記事項証明書の写しその他必要とする書類を添付しなければならない。

5 法人の異動・変更届又は法人の異動・変更(通算制度承認等事項)届には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 登記事項の変更の場合 登記事項証明書
- 二 登記を要しない事項の変更の場合 変更の事実を証明する書類の写し
- 三 合併の場合 合併契約書の写し
- 四 公益法人等の収益事業の開始又は廃止の場合 税務署に提出した収益事業開始届出書又は収益事業廃止届出書の写し
- 五 第十七条の二を削る。

第十八条中「不動産取得税減額(還付)申請書により」を「申請書に協議書を添付して」に改める。

第十八条の二を次のように改める。
(不動産取得税に関する文書の名称等)

- 第十八条の二 条例第六十六条第六項、第六十九条第二項及び第六十九条の二第五項（条例附則第十七条の二の二第二項及び第十七条の二の三第二項において準用する場合を含む。）の知事が別に定める申請書の名称は、不動産取得税申告書兼減額・還付申請書（住宅関係用）とする。
- 2 条例第六十七条第二項及び第六十九条の二第五項（条例第六十九条の三第四項、第六十九条の四第四項、第六十九条の五第四項、第六十九条の六第四項及び第六十九条の七第四項並びに条例附則第十七条の二の二第二項及び第十七条の二の三第二項において準用する場合を含む。）の知事が別に定める申告書（申告に併せて申請を行うものを除く。）の名称は不動産取得税土地・家屋申告書とし、これらの規定の知事が別に定める申告書（申告に併せて申請を行うものに限る。）の名称は不動産取得税申告書兼減額・還付申請書（住宅関係用）とする。
- 3 条例第六十九条の三第四項及び附則第十七条第二項において準用する条例第六十九条の二第五項の知事が別に定める申請書の名称は、不動産取得税減額・還付申請書とする。
- 4 条例第六十九条の四第四項、第六十九条の五第四項、第六十九条の六第四項及び第六十九条の七第四項において準用する条例第六十九条の二第五項の知事が別に定める申請書の名称は、不動産取得税免除・還付申請書とする。
- 5 不動産取得税申告書兼減額・還付申請書（住宅関係用）、不動産取得税減額・還付申請書及び不動産取得税免除・還付申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
- 二 申請に係る不動産の所在地、取得年月日、地積及び家屋番号
- 三 減額又は免除の要件に該当することを確認することができる事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 6 第十四条及び第一項から第四項までに定めるもののほか、不動産取得税に関する次の表の下欄に掲げる根拠規定による手続については、同表の中欄に掲げる名称の文書によるものとする。

番号	名称	根拠規定
一	不動産取得税申告書兼減額・還付申請書（住宅関係用）	条例第五十八条の三第一項、第六十二条及び第六十六条の二第一項
二	不動産取得税土地・家屋申告書	条例第五十八条の三第二項、第六十二条及び第六十六条の二第一項
三	不動産取得税の基準となる価格等の通知書	条例第六十四条
四	不動産の価格決定通知書	条例第六十五条第三項
五	不動産取得税減額・還付申請書	第十八条

一六 不動産取得税納付協議書
同

第十八条の三中「は、」を「の名称は、」に改め、「(様式第五十五号)」を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 たばこ税納期限延長申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 住所、氏名又は名称及び法人番号
 - 二 延長を申請する税額及び納期限
 - 三 延長を必要とする理由
 - 四 その他参考となるべき事項

第二十条第一項中「とする」を「(様式第四号)とする」に改め、同条第二項中「前項に規定する証券」を「ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証券」に、「ゴルフ場利用税経営廃止届出・特別徴収義務者登録証券返納書により」を「書面に添付して」に改める。

第二十一条を次のように改める。
(ゴルフ場利用税に関する文書の名称等)

第二十一条 第十四条に定めるもののほか、ゴルフ場利用税に関する次の表の下欄に掲げる根拠規定による手続については、同表の中欄に掲げる名称の文書によるものとする。

番号	名称	根拠規定
一	ゴルフ場利用・軽油引取税更正の請求書	法第二十条の九の三第三項
二	ゴルフ場利用税課税の特例適用ゴルフ場指定申請書	条例第七十六条第三項
三	ゴルフ場利用税課税の特例適用ゴルフ場でなくなつたことについての届	条例第七十六条第五項
四	ゴルフ場利用税課税の特例適用競技会認定申請書	条例第七十六条の二第二項
五	ゴルフ場利用税課税の特例適用競技会認定(不認定)通知書	条例第七十六条の二第三項
六	ゴルフ場利用税納入申告書	条例第八十条第二項
七	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書	条例第八十二条第一項
八	ゴルフ場利用税・軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更届	条例第八十二条第二項
九	ゴルフ場利用税経営廃止届出・特別徴	第二十条第二項

収義務者登録証票返納書

- 2 ゴルフ場利用税課税の特例適用ゴルフ場指定申請書には、次に掲げる事項を記載し、料金表を添付しなければならない。
 - 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び法人番号
 - 二 ゴルフ場の名称及び所在地
 - 三 通常の利用料金及び軽減料金
 - 四 その他参考となるべき事項
 - 3 ゴルフ場利用税課税の特例適用競技会認定申請書には、次に掲げる事項を記載し、競技会の開催要項及び出場選手の名簿その他参考となる資料を添付しなければならない。
 - 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び法人番号
 - 二 競技会が開催されるゴルフ場の名称及び所在地
 - 三 競技会の名称、主催者名及び開催期間並びに通常の利用料金及び出場選手が支払う利用料金
 - 四 その他参考となるべき事項
 - 4 ゴルフ場利用税経営廃止届出・特別徴収義務者登録証票返納書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
 - 二 経営を廃止したゴルフ場の所在地及び名称
 - 三 経営廃止年月日
 - 四 その他参考となるべき事項
- 第二十二條から第二十四條までを次のように改める。
- 第二十二條 削除**
- (条例第四百四條の十一第三項に規定する証票の返納)
- 第二十三條** 法第四百四四條の十六第四項の規定により、条例第四百四條の十一第三項に規定する証票を返納するときは、書面に添付して返納するものとする。
- (軽油引取税の免税使用者証及び免税証の返納)
- 第二十四條** 条例第四百四條の十三第六項(条例第四百四條の十四第八項において準用する場合を含む。)の規定により免税軽油使用者証又は免税証を返納するときは、書面に添付して返納するものとする。
- 第二十五條第一項中「刑」を「刑(第二十七條第六項第三号において「軽油引取税関係刑罰」という。)」に改め、同條第二項中「免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例指定申請書」を「申請書」に改め、同條第三項中「免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例指定通知書により」を「条例第四百四條の十七第二項の規定の適用を受けるものとして指定をする旨を」に、「免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例指定非該当通知書」を「当該指定をしない旨を書面」に改め、同條第四項中「免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例指定取消通知書」を「書面」に改める。
- 第二十六條及び第二十七條を次のように改める。
- 第二十六條 削除**
- (軽油引取税に関する文書の名称等)
- 第二十七條** 第十四條に定めるもののほか、軽油引取税に関する次の表の下欄に掲げる根拠規定による手続については、同表の中欄に掲げる名称の文書によるものとする。

番号	名称	根拠規定

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

一	ゴルフ場利用・軽油引取税更正の請求書	法第二十条の九の三第三項
二	軽油以外の炭化水素油製造届	条例第四百四条第三項
三	ゴルフ場利用税・軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更届	条例第四百四条の十一第四項
四	免税軽油使用者証・免税証返納命令書	条例第四百四条の十三第三項
五	免税軽油使用者証書換申請書	条例第四百四条の十三第五項
六	課税軽油免税用途使用承認申請書	条例第四百四条の二十二第一項
七	軽油引取税特別徴収義務者証票返納書	第二十三条
八	免税軽油使用者証・免税証返納書	第二十四条
九	免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例指定申請書	第二十五条第二項
十	免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例指定通知書	第二十五条第三項
十一	免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例指定非該当通知書	同
十二	免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例指定取消通知書	第二十五条第四項

- 2 軽油引取税徴収猶予申請書には、担保を提供する場合には担保提供書を添付しなければならない。
- 3 免税軽油使用者証・免税証返納書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 氏名又は名称、又は事務所若しくは事業所の所在地及び業種名
 - 二 返納する免税軽油使用者証の番号並びに返納する免税証の番号及び枚数
 - 三 その他参考となるべき事項
- 4 免税軽油使用者証書換申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び業種名
 - 二 書換えを要する免税軽油使用者証の番号及び記載事項
 - 三 その他参考となるべき事項
- 5 軽油引取税特別徴収義務者証票返納書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
 - 二 返納に係る事務所又は事業所の所在地及び名称

三 特別徴収義務の消滅又は事務所若しくは事業所の廃止の理由及び年月日
 四 その他参考となるべき事項
 6 免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例指定申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 免税軽油使用者証の番号及び業種名
- 三 軽油引取税関係刑罰に処せられたことの有無及び申請の理由
- 四 その他参考となるべき事項

第二十七条の二（見出しを含む。）中「自動車の付加物明細書」を「自動車の付加物に関する明細書」に改める。

第二十七条の三中「納税済印」を「納税済印（様式第五号）」に改める。
 第二十七条の七第二項中「条例第百五条の十六第四項の規定により減免に係る申請書（同条第一項第一号）」を「自動車税環境性能割・種別割減免申請書（身体障害者等用）又は自動車税環境性能割・種別割減免申請書（これらの申請書のうち条例第百五条の十六第一項第一号）」に改め、同条第三項中「自動車税減免申請済印」を「申請済の印」に改める。

第二十八条の見出しを「（自動車税種別割の減免の通知）」に改め、同条中「自動車税種別割課税免除該当通知書により」を「自動車税種別割を免除する旨を」に、「自動車税種別割課税免除非該当通知書」を「申告された自動車に自動車税種別割の免除に関する規定に該当しない旨を書面」に改める。

第二十九条を次のように改める。
第二十九条 削除

第二十九条の三を次のように改める。
 （条例第百九条の二第四項の納税済印）

第二十九条の三 条例第百九条の二第四項の納税済印は、納税済印（様式第五号）とする。

第二十九条の五中「、売主に対し、売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除通知書により通知するものとし」を「その旨を」に、「、売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除承認通知書により」を「その旨を書面により売主に」に改める。

第二十九条の八第二項中「条例第百十三条第四項の規定により減免に係る申請書（同条第一項第一号）」を「自動車税環境性能割・種別割減免申請書（身体障害者等用）又は自動車税環境性能割・種別割減免申請書（これらの申請書のうち条例第百十三条第一項第一号）」に改め、同条第三項中「自動車税減免申請済印」を「申請済の印」に改める。
 第三十条を次のように改める。
 （自動車税に関する文書の名称等）

第三十条 第十四条に定めるもののほか、自動車税に関する次の表の下欄に掲げる根拠規定による手続については、同表の中欄に掲げる名称の文書又は印によるものとする。

番号	名称	根拠規定
一	自動車税環境性能割修正申告書	条例第百五条の十二第二項
二	自動車税環境性能割免除・還付申請書	条例第百五条の十三第二項、 第百五条の十四第二項及び 第百五条の十五第三項

三	自動車税種別割課税免除申告書	条例第百六条第四項
四	自動車税種別割課税免除該当自動車運転日誌	条例第百六条第五項
五	所有権留保付自動車に係る買主の住所等の報告書	条例第百十条の二第二項
六	売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除申告書	条例第百十二条
七	自動車の付加物明細書	第二十七条の二
八	自動車税減免申請済印	第二十七条の七第三項及び第二十九条の八第三項
九	自動車税種別割課税免除該当通知書	第二十八条
十	自動車税種別割課税免除非該当通知書	同
十一	売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除通知書	第二十九条の五
十二	売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除不承認通知書	同

2 自動車税環境性能割修正申告書には、第二十七条の二の規定によるほか、売買契約書その他自動車の取得価額を証する書類の写しを添付しなければならない。

3 自動車税種別割課税免除該当自動車運転日誌には、使用した日ごとの教育練習の場所、走行距離、他の目的に使用した場合の走行距離その他参考となる事項を記載しなければならぬ。

4 自動車の付加物明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 自動車登録番号

二 付加物の種類又は名称並びに製造業者名、取得価額及び標準装備の該当の有無

三 その他参考となる事項

第三十条の二の見出しを「(鉦区税に関する文書の名称)」に改め、同条中「(様式第九十三号)」を削る。

第三十一条の見出し中「様式」を「名称」に改め、同条中「(様式第九十四号)」を削る。

第三十六条を次のように改める。

(狩猟税納付書の記載事項等)

第三十六条 狩猟税納付書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 住所及び氏名
- 二 狩猟免許の免許年月日、免許番号及び種類

- 三 該当の税率及び納付税額
- 四 その他参考となる事項
- 2 条例第六十六条第二項の納税済印は、納税済印（様式第六号）とする。
本則に次の一章を加える。

第五章 雑則

第三十九条 条例又はこの規則において名称を定める文書又は印の様式は、別に定める様式第一号を削る。

様式第二号中「~~様式第一号~~」を「~~様式第一号~~」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第二号の二中「~~様式第一号~~」を「~~様式第一号~~」に改め、同様式(裏中)、「~~様式第二号~~」の次に「(様式~~様式第二号~~)」を加え、同様式を様式第二号とする。

様式第三号から様式第二十五号までを削る。

様式第二十六号中「~~様式第二十五号~~」を「~~様式第二十五号~~」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第二十七号から様式第六十三号までを削る。

様式第六十四号中「~~様式第六十三号~~」を「~~様式第六十三号~~」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第六十五号から様式第八十六号の三までを削る。

様式第八十六号の四中「~~様式第八十五号~~」を「~~様式第八十五号~~」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第八十六号の五から様式第九十五号までを削り、様式第九十六号を様式第六号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、岡山県税条例の一部を改正する条例(令和四年岡山県条例第三十五号)附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の岡山県税条例施行規則様式第二号の二による検税吏員証は、当分の間、この規則による改正後の岡山県税条例施行規則様式第二号による検税吏員証とみなす。

◎岡山県規則第五十七号

岡山県納税貯蓄組合規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県納税貯蓄組合規則等の一部を改正する規則
(岡山県納税貯蓄組合規則の一部改正)

第一条 岡山県納税貯蓄組合規則(昭和二十九年岡山県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「には、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、「(別記様式第一号)」及び「(別記様式第二号)」を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 名称、所在地及び代表者の氏名
- 二 組合員数又は組合の数
- 三 その他参考となる事項

第三条中「別記様式第三号」を「様式第一号」に、「別記様式第四号」を「様式第二号」に改める。

第四条中「規約又は」を「規約の変更があつた場合はその旨を記載した納税貯蓄組合(納税貯蓄組合連合会)規約変更届を、」に、「若しくは」を「又は」に、「納税貯蓄組合(納税貯蓄組合連合会)規約変更届(別記様式第五号)又は」を「その旨を記載した」に改め、「(別記様式第六号)」を削る。

第五条中「(別記様式第七号)」を削る。

第七条中「は、」の下に「各三通提出するものとし、」を加える。
本則に次の一条を加える。

(書類の様式)

第八条 法、政令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類(政令第四条第一項の補助金交付申請書を除く。)の様式は、別に定める。

様式第一号及び様式第二号を削る。

様式第三号中「様式第3号」の次に「(第3条第3項)」を加え、同様式を様式第一号とする。

様式第四号中「様式第4号」の次に「(第3条第3項)」を加え、同様式を様式第二号とする。

様式第五号から様式第七号までを削る。

(証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例施行規則(昭和四十六年岡山県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「は、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、「(様式第二号)を」を「に定款、直前の期の決算書その他参考となる書類を添付して、」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 名称、所在地及び代表者の氏名
- 二 証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)の設置場所
- 三 始動票札(様式第二号)に表示され、又は記録される金額として希望する金額
- 四 その他参考となる事項

第三条第二項中「前項の規定による申請書」を「証紙代金収納計器取扱者指定申請書」に改める。

第四条中「あわせて証紙代金収納計器(以下「」を「併せて」に改め、「」という。)を削る。

第六条中「ときは、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、「(様式第四号)を」を「に定款、直前の期の決算書その他参考となる書類を添付して、」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 名称、所在地及び代表者の氏名
- 二 変更の内容及び事由
- 三 その他参考となる事項

第七条中「までに」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、「(様式第五号)を」を「に未使用の金額のある始動票札を添付して、」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 名称、所在地及び代表者の氏名
- 二 廃止の年月日及び事由
- 三 始動票札の番号及び未使用の金額
- 四 その他参考となる事項

第十一条中「(様式第六号)」を削り、「納入払込書」の下に「(岡山県財務規則(昭和六十一年岡山県規則第八号)第五十四条第一項に規定する払込書をいう。)」を、「ともに、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、「(様式第七号)」を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 名称、所在地及び代表者の氏名
- 二 指定金融機関への払込みの年月日及び金額
- 三 その他参考となる事項

第十三条第一項中「(様式第八号)」を削り、「必要事項」を「使用した日ごとの次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 始動票札の番号及び金額
- 二 収納計器に表示された累計件数及び金額
- 三 収納計器に表示された当日の件数及び金額並びに誤表示の件数及び金額
- 四 その他参考となる事項

第十四条中「翌日中に」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、「(様式第九号)」を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 名称、所在地及び代表者の氏名
- 二 始動票札の番号
- 三 収納計器に表示された金額の累計額及び誤表示の金額の累計額
- 四 その他参考となる事項

第十七条中「押印手数料交付 申請書(様式第十号)」を「次に掲げる事項を記載した押印手数料交付・誤表示金額還付申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

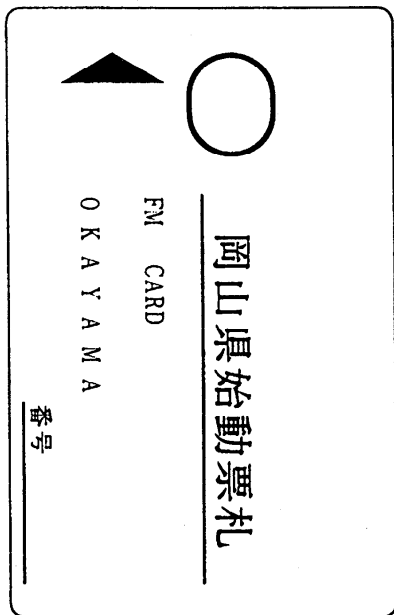
- 一 名称、所在地及び代表者の氏名
 - 二 始動票札の番号
 - 三 申請に係る金額及びその計算の基礎となる事項
 - 四 その他参考となる事項
- 本則に次の一条を加える。

(書類の様式)

第二十条 この規則の定めるところにより知事に提出する書類及び証紙代金収納計器使用記録簿の様式は、別に定める。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号(第3条関係)



様式第四号から様式第十号までを削る。

(岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則(平成十五年岡山県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、申告書等の様式」を削る。

第六条を削り、第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(文書の名称等)

第八条 次の表の下欄に掲げる根拠規定による手続については、同表の中欄に掲げる名称の文書によるものとする。

番号	名称	根拠規定
一	産業廃棄物処理税更正の請求書	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の九の三第三項
二	産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録申請書	条例第八条第一項
三	産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録・最終処分場設置届出事項変更届出書	条例第八条第三項及び第十三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)
四	産業廃棄物処理税特別徴収義務消滅届出書	条例第八条第七項
五	産業廃棄物処理税納入(納付)申告書	条例第九条及び第十二条第一項
六	産業廃棄物処理税徴収猶予申請書	条例第十条第二項
七	産業廃棄物処理税納入義務免除申請書	条例第十一条第一項

八	産業廃棄物処理税納入義務免除適用・ 不適用決定通知書	条例第十一条第三項
九	産業廃棄物処理税修正申告書	条例第十二条第二項
十	最終処分場設置届出書	条例第十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）
十一	産業廃棄物処理税更正・決定通知書	条例第十五条第一項

2 産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録申請書には、産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付しなければならない。

3 産業廃棄物処理税納入義務免除申請書には、次に掲げる事項を記載し、免除を受けようとする理由が生じたことを証する書面その他必要な書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
- 二 納入義務の免除を受けようとする産業廃棄物処理税に係る課税標準たる重量及び税額

- 三 免除を受けようとする理由
- 四 その他参考となる事項

4 産業廃棄物処理税修正申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
- 二 修正後の課税標準たる重量及び税額
- 三 修正申告により納付すべき税額
- 四 その他参考となる事項

5 最終処分場設置届出書には、産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付しなければならない。

6 第二項又は前項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する許可証の交付を受けていないときは、これらの規定に規定する申請書又は届出書に当該許可に係る申請書の写しを添付しなければならない。この場合において、当該許可証の交付を受けたときは、速やかに当該許可証の写しを提出しなければならない。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（産業廃棄物処理税特別徴収義務者証）

第三条 条例第八条第四項の証票は、産業廃棄物処理税特別徴収義務者証（別記様式）とする。

（納入申告書等の記載事項）

第四条 条例第九条及び第十二条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号
 - 二 申告の対象とする産業廃棄物の搬入年月
 - 三 その他参考となる事項
- 本則に次の一条を加える。

（文書の様式）

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

第十一条 条例又はこの規則において名称を定める文書の様式は、別に定める。

様式第一号から様式第三号までを削る。

様式第四号中「（第3号様式）」の次に「（第3号様式）」を加え、同様式を別記様式とする。

様式第五号から様式第十五号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

◎岡山県規則第五十八号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百二十六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 ニー（三）メトキシフェニル―ニー（プロパン―ニール）アミノシクロヘキサン―オン（通称名MxiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- 2 N―メチル―（五）メチルチオフェン―ニール（プロパン―ニール）アミン（通称名五―MPA、Mephedrene）及びその塩類
- 3 ニー（四）エトキシベンジル―H―ベンゾ「d」イミダゾール―イル―N・N―ジエチルエタン―アミン（通称名Etazene、Etod esnitazene）及びその塩類
- 4 N―（一）アミノ―三・三―ジメチル―オキソブタン―ニール―ヘキシル―H―インダゾール―カルボキシアミド（通称名ADB―HEXINACA、ADB―HINACA）及びその塩類
- 5 N―（一）アミノ―オキソ―三フェニルプロパン―ニール―ブチル―H―インダゾール―カルボキシアミド（通称名APP―BINACA、APP―BUTINACA）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和四年十二月二十一日から施行する。

◎岡山県告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所
新見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

◎岡山県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一 一地先から 倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番九 地先を経て 倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番七地 先まで	新	六・二〇 九・五	四八六・八
倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一 一地先から 倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番七地 先まで	旧	七・〇〇 一〇・五	五二五・〇
倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一 一地先から 倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番九 地先を経て 倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番七地 先まで	旧	六・二〇 九・五	四八六・八

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

〔六三〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

赤磐地区 津崎工区

二 換地処分年月日

令和四年十一月三十日

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

〔六三一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市備中町布瀬 地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量、現地 測量及び路線測量）
測量期間	令和四年十二月七日から令 和五年三月三十一日まで

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

〔六三二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

和気郡和気町保曾 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年十月十九日	終了年月日

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

〔六三三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇一―一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町一四五八―三レイリユ―A一〇一―号

岡本 和樹

岡本 茉奈

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月十四日岡山県指令建指第二二八号

令和4年12月20日 岡山県公報 第12458号

〔六三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十二月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字畑間一二七八―一、一二八〇―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一二八〇―一

濱松 宏輝

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月二十七日岡山県指令建指第二四九号